

平成30年5月22日
土地・建設産業局建設業課

平成29年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び平成30年度の活動方針

国土交通省では、平成19年4月1日より各地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置するなど、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。
今般、平成29年度における推進本部の活動結果及び平成30年度における活動方針がまとまりました。

平成29年度の推進本部の活動状況及び平成30年度の活動方針は、以下のとおりです。

1. 推進本部に寄せられた通報件数

| | 平成29年度 | 平成28年度 |
|----------------|--------|--------|
| 駆け込みホットラインへの通報 | 1,710件 | 1,719件 |

※「駆け込みホットライン」は、推進本部に設けられた建設業法違反通報窓口です。

2. 建設業者に対する立入検査等の実施件数

| | 平成29年度 | 平成28年度 |
|----------|--------|--------|
| 立入検査等の実施 | 788件 | 839件 |

3. 建設業の法令遵守に関する講習会等の開催件数

| | 平成29年度 | 平成28年度 |
|---------|--------|--------|
| 講習会等の開催 | 33回 | 47回 |

※ 都道府県との共同開催を含めた回数です。

4. 監督処分・勧告の実施概要

| | 平成29年度 | 平成28年度 | 主な処分事由 |
|------|--------|--------|--|
| 許可取消 | 0件 | 0件 | 該当なし |
| 営業停止 | 17件 | 32件 | 独占禁止法違反8件、贈賄行為4件、公衆危害1件など |
| 指 示 | 4件 | 8件 | 労働安全衛生法違反4件 |
| 勧 告 | 186件 | 184件 | 下請代金の支払いについて77件、下請契約の締結について74件、追加・変更契約について65件、施工体制台帳等について10件など |

※ 1件の監督処分、勧告に複数の項目が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しません。

5. 平成30年度における活動方針

法令遵守の徹底に向けて、建設業法令遵守ガイドラインの周知をはじめとする、各種取組を継続していきます。詳細については、別添を参照ください。

(問い合わせ先) 国土交通省土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室
課長 補佐 茂原 (内線24715) TEL: (03) 5253-8111 (代表)、(03) 5253-8362 (直通)
調査指導係長 二宮 (内線24785) FAX: (03) 5253-1553

平成30年度建設業法令遵守推進本部活動方針

建設業法令遵守推進本部は、平成19年度に創設以降、下請取引の適正化を中心に、建設業の法令遵守に資する各種取組を行ってきたところである。

しかしながら、依然として、不適切な契約手続等を原因とするトラブルも存在しており、更なる法令遵守の徹底に向けて、建設業法令遵守ガイドラインの周知をはじめとする、各種取組を継続する必要があるため、以下のとおり、平成30年度建設業法令遵守推進本部活動方針を定める。

1. 法令違反情報等の収集

地方整備局等に設置した法令違反に関する情報を受け付ける「駆け込みホットライン」と、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、それぞれ重要な情報収集等の窓口であるため、より一層の周知を図り、利用促進に努めること。

2. 立入検査等の実施

立入検査等を実施する場合、「駆け込みホットライン」等に寄せられる通報や相談の内容、下請取引等実態調査の結果（特に不当なしわ寄せを受けたとする申告）及び地方整備局等において問題と認識される事案に関して、違反行為を行っている可能性の高い建設業者や繰り返し違反行為を行っていることが認められる建設業者を優先的に選定したうえで、立入検査を実施するものとし、違反行為の確認並びに適切な指導監督を機動的に実施することにより、違反行為の是正の一層の促進に努めること。

また、外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施に当たっては、当該事業を所管する建設市場整備課労働資材対策室との連携を密にしながら、立入検査の円滑かつ適切な対応に努めること。

なお、立入検査等を行うに当たって、以下の事項についても周知を行い、不適切な取扱い等が見受けられた場合は、指導を行うこと。

(1) 「標準見積書」等の活用状況の確認

社会保険加入対策の一環として、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況や見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払がされているか等の状況について確認を行い、社会保険加入を推進するための周知徹底に努めること。

(2) 安全衛生経費の確保に関する周知

平成29年3月に施行された建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関

する法律及び建設業法令遵守ガイドラインにおける安全衛生経費の確保に係る取扱について周知徹底に努めること。

(3) 下請代金の支払手段に関する周知

平成28年12月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準を改正し、下請代金の支払手段について通達を見直したことを受け、平成29年3月に建設業法令遵守ガイドラインを改訂し、下請代金はできる限り現金払いとすること等を追加したところであり、その周知徹底に努めること。

(4) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の周知

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられ、平成31年10月には、消費税率が10%に引き上げられる予定であることから、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるべく、下請取引において消費税額を見込んだ適正な価格による契約の締結を行うよう周知徹底に努めること。

3. 「建設業取引適正化推進月間」の広報及び講習会等の実施

11月の「建設業取引適正化推進月間」は、建設業者に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う重要な機会であるため、推進月間の実施について幅広く周知が図られるよう、広報に努めること。

また、講習会等の実施に当たっては、都道府県と連携し、上記2. (1) から (4) に加え、建設業に関する施策や下請取引の条件の改善に向けた通知等を周知する等、内容の充実に努めること。

4. 関係機関との連携等

- ① 国土交通省直轄工事において、社会保険等に未加入の建設業者が確認された場合は、発注部局から建設業担当部局に通報され、加入指導等を実施する運用が行われているので、発注部局や関係機関との連携を図りながら、円滑かつ適切な対応に努めること。
- ② 都道府県及び関係省庁と建設業の法令遵守に関する立入検査、講習会、研修会等を合同に実施するなど、連携の強化に努めること。(例：暴力団排除に向けた警察部局との連携、東日本大震災の被災地域と連携した建設業法違反等に関する監視の取組等)
- ③ 業界団体等と積極的に情報・意見の交換を行いつつ、建設業の法令遵守に関する合同の講習会、研修会の実施に努めること。
- ④ 立入検査、講習会、研修会等の実施にあたっては、関係者の理解を深めるため、分かり易いパンフレット等を活用して、その周知活動に努めること。

5. その他

上記項目を実施するため、地方整備局等においては、必要な執行体制を確保すること。